

「2005 年学校基本計画法」に基づく初等中等教育改革

上原秀一（文部科学省）

はじめに

フランスの初等中等教育は、課程主義の原則に基づく小学校からの原級留置の実施など、我が国の教育制度とは異なった特徴を有するが、一方で、我が国の高校中退に相当する無資格離学の深刻な問題を抱えており、このため、基礎学力をすべての児童生徒に保障するという先進国に共通の改革課題に直面している。1989年に制定された教育基本法（通称ジョスパン法）は、無資格離学の解消と後期中等教育の普及拡大に向けた基礎学力向上の取組を進めてきたが、いまだに無資格離学者は年間6万人を数えており、後期中等教育修了者数も目標に達していない。

こうした状況の中、フランスにおける初等中等教育改革の新しい基本方針を定める「学校の未来のための基本計画法」（通称フィヨン法、以下「2005年学校基本計画法」）¹⁾が2005年4月に制定され、これに基づく改革が2006年9月の新学年以降、本格的に導入されつつある。同法は、ジョスパン法に基づいて進められてきた教育改革の方向性を見直し、特に義務教育段階に焦点を当てた改革を進めることで、無資格離学者の解消と後期中等教育の普及拡大という従来からの目標を達成しようとしている。また、同法には、高等教育制度に関する直接の規定は設けられていないが、これまでなかった「同一世代の50%を高等教育修了に至らせる」という目標が新たに掲げられている。

ジョスパン法においては、その第3条で、「フランス国民は、今後10年間で、同一年齢人口のすべての者を最低限、職業適任証（CAP）又は職業教育修了証（BEP）の水準に、また同一年齢人口の80%をバカロレア水準に到達させることを目的と定める。」と規定していた。CAPとBEPは、2年制の職業高校で取得する職業資格であり、就職に最低限必要な資格とされている。バカロレアとは、3年制の高校で取得する中等教育修了資格と高等教育入学資格を兼ねる国家資格であり、「バカロレア水準」はこれを受験する高校第3学年への進級を意味する（CAP又はBEP取得後2年間、職業高校に通ってバカロレアの一種である「職業バカロレア」取得することもできる）。

2005年学校基本計画法においては、同法に基づく具体的な施策を説明した「付属報告書」で、「国は、生徒全員が学校教育終了時に何らかの公認資格を獲得できるようにし、同一世代の80%がバカロレア水準に到達できるようにすることを教育制度の目標として定める。さらに、国は、同一世代の50%を高等教育修了に至らせることを、目標として定める。」としている。

本稿では、この目標の実現に向けて今後進められるであろうフランスの初等中等教育改革の基本的な諸方策の仕組みを法令に基づいて確認する。2005年学校基本計画法においては、義務教育段階ですべての生徒に完全習得させるべき「共通基礎知識技能」が初めて制定され、「共通基礎」習得を保障するために教員の資質向上や学校内外における短期集中的な学習支援策の充実が図られ、「共通基礎」習得を認証するための「前期中等教育修了国家免状」の改善が図られる。また、これまで社会的評価が低く不本意進学者が多かった職業系の後期中等教育の地位向上を目指すとともに、職業高校から短期高等教育への進学

を促進して、上記の「高等教育修了 50%目標」に資することとしている。以下、これらの方策の内容を順次確認していきたい。

なお、2005 年学校基本計画法は、既存の法律を集成して 2000 年に成立した「教育法典（法律の部）」を改正する法律であり、以下、本文中においても教育法典の条文番号も併せて参照することとする。

1. 「共通基礎知識技能」の制定による義務教育カリキュラムの見直し

2005 年学校基本計画法に基づく教育改革の最も重要な点は、義務教育段階のカリキュラム改革にあると言ってよいであろう。これを軸に、教員の資質向上策や児童生徒に対する個別支援策、前期中等教育修了資格の見直しなどの様々な改革が位置づけられている。義務教育は、法律（教育法典第 L.131-1 条）で 6 歳から 16 歳までの 10 年と定められているが、小学校から原級留置がごく普通に行われているため、教育課程編成上は 5 年制の小学校と 4 年制の中学校を合わせた 9 年間で義務教育段階に相当すると考えられている。2005 年学校基本計画法は、小中学校の指導内容のうち、児童生徒全員に共通に保障すべき内容を「共通基礎知識技能 (socle commun de connaissances et de compétences)」として定めることとした。これはフランスの教育課程の歴史において初めての試みである。

フランスの初等中等学校の教育課程は、国民教育省令で定められる国の教育課程基準に従って編成される。国の教育課程基準には、教科別の授業時間配当と各教科の目標及び内容が、複数学年をまとめた「学習期」ごとに示されている。現行の小学校の教育課程基準は、2002 年 1 月 25 日付け省令で定められている。中学校については、授業時間配当は、第 1～3 学年が 2002 年 1 月 14 日付け省令で、第 4 学年が 2004 年 7 月 2 日付け省令で定められており、各教科の目標及び内容は、一部教科について改訂が行われたが、全教科には及んでおらず、多くの教科で 1995～1998 年版が用いられている。

2005 年学校基本計画法は、第 9 条で教育法典第 L.122-1-1 条を新設し、「就学を成功裏に達成し、教育を継続し、人格及び職業に関わる将来を構築し以て社会生活に成功するために習得が不可欠な知識技能全体からなる共通基礎知識技能」を、教育課程基準を定めている省令よりも上位の政令で定めることとし、これに従って教育課程基準を見直すこととした。「共通基礎知識技能」には、①フランス語の習得、②数学の基礎原理の習得、③市民権を自由に行使できるようにする人文的科学的教養、④一以上の現代外国語の実用、⑤情報通信に関する日常的な技術の習得という 5 項目を含むこととした。

この規定に基づいて制定された 2006 年 7 月 11 日付け政令第 2006-830 号においては、これら 5 項目に 2 項目を加えて、①フランス語の習得、②一つの現代外国語の実用、③数学の基礎原理及び科学的技術的教養、④情報通信に関する日常的な技術の習得、⑤人文的教養、⑥社会的公民的技能、⑦自律性及び自発性の全 7 項目で「共通基礎知識技能」を構成した²⁾。政令では、「共通基礎知識技能」を「社会から疎外されないために義務教育終了時点で全員が習得していなければならない事柄」と定義し、7 項目のそれぞれを、現代における基本的な「知識 (Connaissances)」、知識を様々な状況において活用するための「能力 (Capacités)」、探求心、自己と他者の尊重、好奇心、創造性など生涯にわたって必要な「態度 (Attitudes)」の組み合わせによって構成している (表 1)³⁾。

「共通基礎知識技能」の制定を受けて、国民教育省は、教育課程基準の改訂作業を進め

表 1：義務教育段階における「共通基礎知識技能」の構成

- * 以下は、2006年7月11日付け政令第2006-830号付録に列挙された、義務教育段階における「共通基礎知識技能」の内容を要約してその全体的な構成を示したものであり、同付録の翻訳ではない。
- * 7項目からなる「共通基礎知識技能」は、「社会から疎外されないために義務教育終了時点で全員が習得していなければならない事柄」として、現代における基本的な「知識」、知識をさまざまな状況において活用するための「能力」、及び探求心、自己と他者の尊重、好奇心、創造性など生涯にわたって必要な「態度」の組み合わせによって構成される。
- * 「共通基礎知識技能」の習得に向けた学習は、各学年、各教科の教育課程基準で具体化される。

1. フランス語の習得

知識：語彙（正確な意味理解）。文法（句読法、構文、接続詞、動詞活用、時制、法）。綴り。
 能力：読解（音読、解釈等）。筆記（書写、作文等）。口頭表現。辞書等の道具の使用。
 態度：言語表現の正確さの重視。語彙拡大への意欲。読書への関心。会話や討論への積極性。

2. 一つの現代外国語の実用

知識：日常的なメッセージの理解・伝達に必要な言語規則（語彙、文法、発音、綴り）の習得。
 能力：日常的な状況における意思疎通（短文の聞き取りと読解、口頭・筆記による伝達など）。
 態度：文化の多様性に対する感受性（外国語使用への意欲と別の思考行動様式への理解）。

3. 数学の基礎原理及び科学的技術的教養

A. 数学の基礎原理

知識：暗算、証明、推論の習得。数、計算、データ、関数、幾何及び測量に関わる概念の理解。
 能力：小数・分数計算、作図・作表、データ分析などによる数学原理の日常生活への応用。
 態度：論理的法則の存在の理解。厳密さと正確さ。合理的事実の尊重。推論への関心。

B. 科学的技術的教養

知識：宇宙、地球、物質、生物、エネルギー、人体などに関わる概念の理解。
 能力：観察、実験などによる知的な推論。科学と技術の関係の理解。危険回避への知識の活用。
 態度：自然現象の原因への興味と批判的な精神。科学と技術の進歩や環境問題などへの関心。

4. 情報通信に関する日常的な技術の習得

知識：基礎的技術。情報のコード化に関する理解。知的所有権や人権を守るための規則の理解。
 能力：データの作成、処理、検索。参考資料の収集。意思伝達と交流。
 態度：情報の収集と交換の際の責任ある態度（情報の批判的検討と責任ある情報発信）。

5. 人文的教養

知識：地理的・歴史的な基準の獲得。欧州文化の共有。世界の宗教や政治などの理解。
 能力：様々な図表の利用。様々な事象の歴史的・地理的な位置づけ。
 態度：文化的な生活への意欲。芸術作品や外国への興味。人間経験に普遍性があるという意識。

6. 社会的公民的技能

A. 社会で生きる

知識：集団規則、行動規範、礼儀の理解。性、健康、安全に関する教育。応急手当の知識。
 能力：学校規則の遵守。集団作業。行動の結果の評価。応急手当資格の取得。交通規則の遵守。
 態度：自己、他者、異性、私生活の尊重。争いの平和的解決。他者の重要性に対する意識。

B. 公民生活を準備する

知識：「人権宣言」、「児童の権利条約」、共和国の象徴、民主主義などに関する理解。
 能力：偏見への批判。合理性と権威性の区別。情報やメディアの検討。自己の意見の確立。
 態度：権利と義務の意識。公共生活への関心。投票の重要性の認識。市民活動への参加の意思。

7. 自律性及び自発性

A. 自律性

知識：学習過程や自己の長所・短所の理解。企業、職種、資格など経済環境の理解。
 能力：学習方法の習得。論理的に推論する力。自己評価。進学先の選択。忍耐力。身体の制御。
 態度：学習動機。自信。成功と進歩への意欲。

B. 自発的精神

知識：個人的集団的な計画を実行するのに役立つ他の共通基礎知識技能の内容すべて。
 能力：計画、協力者の発見、リスクに配慮した決定、会議開催、作業の優先順位付けなどの力。
 態度：好奇心と創造性。目標達成のための動機と決断力。

ており、2007年4月以降、新基準を順次公表し、同年9月の新年度から実施する予定としている⁴⁾。

2. 「教員に求められる職能」の制定による初等中等学校教員の資質向上

2005年学校基本計画法には、「共通基礎知識技能」を全児童生徒に保障するための教員の資質向上策も盛り込まれており、これに基づいて養成と初任者研修の内容の全国基準が新たに設けられることとなった。同法による改革は、義務教育改革に重点を置くものであるが、教員資格は、幼稚園と小学校、中学校と高校がそれぞれひとまとまりであるため、教員の資質向上策は、幼稚園から高校までの全段階の教員を対象に構想されている。

フランスの公立初等中等学校教員は、国家公務員であり、国民教育省による採用試験で採用される。教員養成は、通常、大学3年修了者（学士号取得者）を対象に教員教育大学センター（IUFM）において2年間行われる。IUFMの学生は、第1学年末に教員採用試験を受験し、合格者は試補教員として採用され、第2学年において研修を受ける。試補合格をもって正式に採用された後、最初の2年間は初任者研修期間とされている。

2005年学校基本計画法は、第43条Ⅱで教育法典第L.625-1条を新設し、その第2項において、教員教育大学センターにおいて行う教育は、「国民教育省令で定める全国大綱基準（cahier des charges）」に従うものと定めた。これまでも、国民教育省の2002年4月4日付け通達第2002-070号において、IUFM第2学年の教育内容を定める全国大綱基準が設けられていたが、これをより上位の省令レベルで全面的に見直すこととしたのである。

この規定に基づいて制定された2006年12月19日付け省令においては、学校段階を問わず初等中等学校教員に共通に求められる職能を新たに10項目にわたって具体的に示し、正規採用後2年目までの教員の養成・研修の内容の基準とすることとした⁵⁾。すなわち、「教員に求められる職能（compétences professionnelles des maîtres）」を、IUFM第2学年（試補研修期間）において必要最低限の水準（maîtrise suffisante）で、また、試補終了審査を経て正規採用された後2年間の初任者研修において十分な水準（maîtrise approfondie）で、習得させるものとしたのである。

「教員に求められる職能」は、初等中等学校の全段階の教員に共通に求められる職能であり、①国家公務員としての倫理的で責任ある行動、②学習指導や意思疎通のためのフランス語の習得、③教科内容の習得と十分な一般教養の保持、④学習指導の立案及び実施、⑤学級における学習活動の組織化、⑥児童生徒の多様性に対する配慮、⑦児童生徒の評価、⑧情報通信技術の習得、⑨同僚との協調並びに保護者及び外部協力者との協力、⑩自己形成と指導技術改善の10項目からなる。10項目のそれぞれについて「知識（Connaissances）」「能力（Capacités）」「態度（Attitudes）」が具体的に列挙されている（表2）。

3. 「教育成功個別プログラム」による短期集中的な個別学習支援の実施

2005年学校基本計画法は、「共通基礎知識技能」の習得が困難な児童生徒に対して各学校が保護者と協力して「教育成功個別プログラム（programme personnalisé de réussite éducative, PPRE）」と呼ばれる短期集中的な学習支援プログラムを行うよう定めている。PPREは、対象となる児童生徒一人一人について学校と保護者の合意文書によって定められる短期集中的な学習支援プログラムである。

表2：「教員に求められる職能」の構成

- * 以下は、「教員教育大学センター（IUFM）における教員養成の全国大綱基準（cahier des charges）に関する2006年12月19日付け省令」の付録に列挙された「教員に求められる職能」の主な内容を要約してその全体的な構成を示したものであり、同付録の翻訳ではない。
- * 10項目からなる「教員に求められる職能」は、「初等中等教育の全段階の教員に共通に求められる職能」として、「知識」「能力」「態度」の組み合わせによって構成される。
- * 公立学校教員の養成は、主に大学3年修了者（学士号取得者）を対象にIUFM等において2年間行われる。IUFMの第1学年は教員採用試験受験準備に、第2学年は教員採用試験合格者を対象とする試補研修に当てられる。
- * 「教員に求められる職能」は、IUFM第2学年において必要最低限の水準で習得し、試補終了審査を経て正規採用された後2年間の初任者研修において十分な水準で習得すべきものとされる。

1. **国家公務員としての倫理的で責任ある行動**
 知識：国や経済の仕組み。教育に関する政策、法令、制度。学校の管理運営。勤務校の特色。
 能力：公教育に関する知識の活用。児童生徒の問題の発見と解決。児童生徒の慎重な処罰。
 態度：教員の職業倫理や規則の遵守。児童生徒や保護者の尊重。学校外との連携。
2. **学習指導や意思疎通のためのフランス語の習得**
 知識：高等教育修了程度の言語知識。初等教員については、幼稚園からの言語指導法も。
 能力：言語障害の発見。読み書きの発達を促す授業。児童生徒や保護者との明瞭な意思疎通。
 態度：さまざまな状況での読み書き指導。あらゆる指導状況で児童生徒の言語水準に留意。
3. **教科内容の習得と十分な一般教養の保持**
 知識：初等教員は全教科の知識。中等教員は担当教科と関連教科の知識。
 能力：初等教員は全教科を相互に関連づけて、中等教員は担当教科を他教科と関連づけて指導。
 態度：科学的な厳密さ。児童生徒の共通教養の構築に対する参加意識。
4. **学習指導の立案及び実施**
 知識：担当学年の指導目標。教育課程基準。心理学の基礎。教材・教具に関する事項。
 能力：法令に基づく目標設定。段階的な指導。心理学の活用。評価結果の活用。危険の回避。
 態度：各教科を相互に関連付けた指導。教材の質の評価。
5. **学級における学習活動の組織化**
 知識：集団の管理や対立の解消に関する事項。
 能力：児童生徒の参加・協力意識育成。活動に応じた時間・空間の組織。状況に応じた指示。
 態度：落ち着いた学習活動を行うための枠組み作り。
6. **児童生徒の多様性に対する配慮**
 知識：児童生徒の多様性の理解のための社会学・心理学。障害のある児童生徒等の指導法。
 能力：児童生徒一人一人の学習ペースの多様性を考慮し、さまざまな特別措置を講じること。
 態度：児童生徒間の平等を守り、児童生徒が自己と他者を尊重するように留意すること。
7. **児童生徒の評価**
 知識：児童生徒に対するさまざまな評価方法に関する事項。
 能力：学習の各時点における評価。児童生徒の自己評価力の育成。修了認定のための評価。
 態度：明確で信頼ある関係の下で評価を行う。児童生徒に自分の進歩や努力を自覚させる。
8. **情報通信技術の習得**
 知識：「高等教育情報通信技術免状（C2i）」の第2水準（教員）。IT利用に係る権利と義務。
 能力：学習指導への利用。ITに係る権利・義務の指導や安全教育。自らの知識向上への利用。
 態度：ネット情報に対する批判的な態度。児童生徒のIT利用時の思慮深く責任ある態度。
9. **同僚との協調並びに保護者及び外部協力者との協力**
 知識：保護者団体。外部協力者。国民教育省と他省庁・団体との協定。生徒の就職・進学支援。
 能力：学校全体の取組への参加。保護者との連絡。外部協力者と連携した問題解決。
 態度：集団での勤務、保護者との対話、外部との協力を重視する態度。
10. **自己形成と指導技術改善**
 知識：担当教科の教育内容や指導方法の研究の進展状況。フランスの教育政策。
 能力：教育学における研究成果や技術革新を利用した教育実践の改善。
 態度：知的好奇心を持ち、自らの教育活動を見直す。

2005年学校基本計画法は、第16条で教育法典第L.311-3-1条を新設し、「共通基礎知識技能」の習得が困難とみられる児童生徒に対して、義務就学期間中のいつでも、校長、担任教員及び保護者の合意に基づいて「教育成功個別プログラム（PPRE）」を行うことと定めた。

この規定に基づいて制定された2005年8月24日付け政令第2005-1013号及び同第2005-1014号においては、幼稚園及び小学校の組織及び運営に関する政令第90-788号と中学校における教育の組織に関する政令第96-465号をそれぞれ改正し、PPREの実施について基本的な規定を設けた⁶⁾。そこではPPREの全国実施は2006年度以降とされ、2005年度には小学校8,500学級と中学校149校で全国実施に先駆けた実験が行われた。

国民教育省は、2006年8月25日、同年9月の新年度開始に合わせて、「教育成功個別プログラム（PPRE）」を全国実施する通達を行った⁷⁾。そこで示されたPPREの実施方法は、以下のようになっている。

- 「教育成功個別プログラム（PPRE）」の性格：PPREは、義務教育終了までに「共通基礎知識技能」を完全習得することが困難とみられる児童生徒に対して、短期間、集中的に特定の学習内容に関する支援を行うものである。対象となる児童生徒一人一人について学校と保護者の合意文書に基づいて実施される。
- 保護者との合意文書：校長は、保護者（中学校の場合は生徒本人も）との間で実施のための合意文書を交わす。この合意文書には、児童生徒の学力状況、中期目標、短期目標、支援内容とその評価指標などを記載する。この中には、保護者が家庭において行う学習支援なども含まれる。
- 対象者の決定：担任教員は、国民教育省が提供する全国共通の学力診断ツールや日常の観察などによって、対象となる児童生徒を発見し、校長にPPREの実施を提案する。
- 実施担当者：小学校、中学校ともに、担任教員が中心となって、生徒指導補助員⁸⁾なども活用しつつ、全教員が共同で実施する。また、必要に応じて、学区単位で配置されている特別支援教育教員などの協力を得ることもできる。

4. 「前期中等教育修了国家免状」による「共通基礎知識技能」習得の認証

「共通基礎知識技能」の習得の認証について、2005年学校基本計画法は、従来から行われてきた「前期中等教育修了国家免状（Diplôme national de brevet, 以下「DNB」と略記）」の取得試験を活用することとしており、これに合わせて同試験の制度も改正される。DNBは、中学校卒業程度の学力を認証する国家資格として国の出先機関が授与してきたものであるが、その取得は後期中等教育への進学要件とはされておらず、また就職に最低限必要な職業資格とされる職業適任証（CAP）や職業教育修了証（BEP）よりも低い水準の資格である。このため、例年の取得者数は、1学年約80万人いる中学生のうち約60万人となっている。2005年学校基本計画法の規定に従った新しいDNB取得試験は、「共通基礎知識技能」の習得に相当する水準で合格できるものに改められ、2007年度末の2008年試験から実施されることとなっている⁹⁾が、すでに2006年試験と2007年試験でも実施規定に一部修正が加えられている。

DNB取得試験は、1987年1月23日付け政令第87-32号¹⁰⁾と「前期中等教育修了国家免状の授与方法に関する1999年8月18日付け省令」に基づいて実施されている。DNBは、

県レベルに置かれた国民教育省の出先機関である大学区視学官が、中学校4年生を対象に毎年試験を行い、合格者に授与する。筆記試験3科目（「フランス語」「数学」「歴史地理公民」）と平常点評価9科目（「フランス語」「数学」「第一外国語」「生物地学」「物理化学」「体育スポーツ」「芸術（美術及び音楽）」「技術」「第二外国語」¹¹⁾）の成績によって合否判定が行われる。各科目は20点満点で採点され、全科目の平均が10点以上で合格となる（平均点算出に際しては、「配点指数 coefficient」と呼ばれる仕組みで重要科目に重み付けが行われている）。筆記試験の問題とその採点基準は、中学校第4学年の教育課程基準に準拠して、数県ごとに置かれた国民教育省の出先機関である大学区総長が決定する。

2005年学校基本計画法は、第32条で教育法典第L.332-6条を新設し、DNBに初めて法律レベルの根拠を与え、これを「共通基礎知識技能」の習得を証明するものと規定した。同時に、「共通基礎知識技能」に含まれない、体育スポーツや生徒の能力・興味に従って履修する科目、学校での生活態度も評価の対象とすることと定めた。また、成績優秀者には「特記評価 (mention)」を与え、後期中等教育進学後に特別の奨学金を給付することとした。

この規定に基づいて、2005年度末の2006年試験からは、12点以上14点未満の受験者に「良 (assez bien)」が、14点以上16点未満の受験者に「優 (bien)」が、16点以上の受験者に「秀 (très bien)」が特記評価として与えられることとなり、「秀」又は「優」の特記評価を受けた者で、家庭の収入が国の奨学金の受給資格を満たす者については、後期中等教育進学後に特別奨学金を給付することとした¹²⁾。また、同年から、平常点評価について、自由選択科目（「ラテン語」「ギリシャ語」など）を新たに採点対象とし、合格点である10点以上の場合に平均点算出の際に考慮することとした。自由選択科目には、2005年度に新設された自由選択教科「職業体験」¹³⁾も含まれている。2006年度末の2007年試験からは、平常点評価の対象がそれまでの第3、4学年から第4学年のみに改められるとともに、生活態度を評価する「学校生活評点 (note de vie scolaire)」の第4学年における得点も採点対象に含まれることとなった¹⁴⁾。前述した通り、新制度によるDNB取得試験は、2007年度末の2008年試験から実施されることとなっており、そのための法令改正が準備されている。

5. 後期中等教育改革——技術職業教育の地位改善を通じた高等教育修了率の向上

中学校の課程を終えた者は、DNB取得試験の合否に関わらず後期中等教育への進学が認められ、3年制の高校や2年制の職業高校などで、バカロレア（後期中等教育修了資格と高等教育入学資格を兼ねる国家資格）や職業資格（職業適任証 CAP 又は職業教育修了証 BEP）の取得に向けた学習を行う。

国民教育省は、「成績不振者の進学先」という印象を持たれることの多い技術職業教育の評価向上に向けて、特定分野の拠点校に対して「専門職業高校 (lycée des métiers)」の呼称を与えることで、企業に対する認知度を向上させ就職率改善を図る取組を、2002年から行ってきた。この取組は、これまで同省の通達¹⁵⁾に基づいて行われてきたが、2005年学校基本計画法によって教育法典に正式な根拠条文が置かれることとなり¹⁶⁾、これに基づく2005年11月10日付け政令第2005-1394号によって制度が整備された。同省は、2006

年1月、2002年から2005年までの間に「専門職業高校」の呼称使用を認められた学校の一覧表を公表した。

技術職業教育は、高校、職業高校及び見習技能者養成センターにおいて行われている。高校では、技術教育課程において修業年限3年で技術バカロレア取得に向けた指導が行われる。職業高校では、通常2年で職業資格の取得に向けた指導が行われ、希望者はさらに2年の学習を行うことで職業バカロレアを取得できる。高校と職業高校には、2年制の高等教育課程（中級技術者養成課程 STS）を置くこともできる。見習技能者養成センターでは、センターでの教育と企業での実地訓練を合わせて、職業資格取得に向けた指導が行われている。

「専門職業高校」の呼称は、職業高校が特定分野についてCAP取得課程から高等教育課程までを備えている場合に、これが特定の産業部門の職業教育を行う拠点校であることを示す呼称である。各校の申請に基づいて、数県ごとに置かれた国民教育省の出先機関である大学区総長による審査を経て、5年間の期限付きで使用が認められ、実績評価に基づいて更新される。

2006年1月19日付け省令において公表された「専門職業高校」一覧表によると、2002年2月1日から2005年9月1日までの間に、職業高校1,716校（2003年）のうち270校が呼称使用を認められた¹⁷⁾。「専門職業高校」は、各校の判断で「ホテル・レストラン専門職業高校」や「木工専門職業高校」など専門分野名を冠して表記することができる。一つの学校が複数の専門分野について申請を行うこともでき、三つの呼称の使用許可を受けている学校もある。

こうした「専門職業高校」の呼称制度のほか、選抜制の短期高等教育機関である「高校付設中級技術者養成課程（STS）」について、職業バカロレアを優秀な成績で取得した生徒を優先的に入学させる制度も導入された。2005年8月26日付け政令第2005-1037号は、STSに関する1995年5月9日付け政令第95-665号を改正し、職業バカロレア試験において20点満点で14点以上の成績を収めた受験生に優先的にSTSに入学する権利を与えるという規定を設け、2006年試験から実施することとした。

おわりに

以上のとおり、2005年学校基本計画法に基づく諸施策の実施に向けた法令整備は、法制定後、計画通り着実に進められてきている。小中学校の全課程を「共通基礎知識技能」に基づく新教育課程基準で学ぶのは、2007年9月の小学校入学者からである。彼らが中学校4年で「前期中等教育修了国家免状（DNB）」を受験する2016年5月、このときに同一世代の100%がDNBを取得できるようになっているであろうか。また、「共通基礎知識技能」の全員への保障は、「はじめに」で見た職業資格100%、バカロレア水準80%、高等教育修了50%という目標にどのようにつながっていくであろうか。「共通基礎知識技能」の習得状況について、政府は3年ごとに国会に対して報告を行うことと定められている（教育法典第L.122-1-1条第4項）。2005年学校基本計画法に基づく取り組みの実効性は、この枠組みの中で評価されることとなるであろう。児童生徒全員に基礎学力を保障するという義務教育の役割を我が国において考える上でも、フランスの「共通基礎知識技能」は一つの参考となるであろう。今後、フランス政府自身による客観的な指標を用いた分析にも着

目しつつ、日仏比較による我が国の状況の反省を行うことができるのではないだろうか。

注

- (1) LOI no 2005-380 du 23 avril 2005 d'orientation et de programme pour l'avenir de l'école。文部科学省『フランスの教育基本法－「2005 年学校基本計画法」と「教育法典」－』（国立印刷局，2007 年）において，同法の解説，同法による「教育法典」の改正箇所の新旧対照，同法に基づく具体的施策を説明した付属報告書の全訳などを行っている。その他，同法については，以下の文献がある。藤井佐知子「「学校の未来に関する国民討論」を展開－フランスで教育基本法改正の動き始まる－」『内外教育』2004 年 2 月 20 日。藤井佐知子「共通基礎学力の確実な習得を目指して－フランスで新しい教育基本法制定－」『内外教育』2005 年 5 月 27 日。赤星まゆみ「フランスの教育改革と学力モデル」原田信之編『確かな学力と豊かな学力－各国教育改革の実態と学力モデル－』ミネルヴァ書房，2007 年，105～128 頁。小野田正利，園山大祐「フランスにおける「知識・技能の共通基礎」の策定の動向」研究代表者山根徹夫『諸外国における学校教育と児童生徒の資質・能力』国立教育政策研究所，2007 年，31～61 頁。文部科学省『諸外国の教育の動き 2003』，『諸外国の教育の動き 2004』，『諸外国の教育の動き 2005』，『諸外国の教育の動き 2006』（いずれも国立印刷局）。
- (2) 2005 年学校基本計画法は，「共通基礎知識技能」を定める政令の制定に際して，政府から独立した「教育高等審議会（Haut Conseil de l'éducation）」（2005 年 11 月設置）への諮問を政府に義務づけている。同審議会は，2006 年 3 月 23 日に政府に提案を行い，政府は，これに基づき，今回の政令を制定した。教育高等審議会，Recommandations pour le socle commun（2006 年 3 月 23 日）。同政令は，教育法典に第 D.122-1～122-3 条などを追加するものである。小野田正利と園山大祐の前掲論文に「共通基礎知識技能」の全訳が掲載されている。
- (3) 「共通基礎知識技能」で求められる水準は，通常の教育内容よりも基礎的なものと定められている。例えば「②一つの現代外国語の実用」については，6 水準からなるヨーロッパ共通の外国語能力枠組みの上位 5 番目（A2）の水準としている。学校教育における外国語教育に関する 2005 年 8 月 22 日付け政令第 2005-1011 号においては，義務教育終了時点における第一外国語の到達目標を，同能力枠組みの上位 4 番目（B1）として，「共通基礎」において求められる水準よりも高く設定している。
- (4) BOEN numéro hors-série no 5 du 12 avril 2007（共通基礎知識技能の実施：第 1 巻 初等学校の時間配当及び学習指導要領）。BOEN numéro hors-série no 6 du 19 avril 2007（共通基礎知識技能の実施：第 2 巻 中学校の数学，生物地学及び物理化学の学習指導要領）。BOEN numéro hors-série no 7 du 26 avril 2007（共通基礎知識技能の実施：第 3 巻 中学校の外国語の学習指導要領）。
- (5) 教員教育大学センター（IUFM）における教員養成の全国大綱基準に関する 2006 年 12 月 19 日付け省令（MENS0603181A）。2005 年学校基本計画法は，「教員養成の全国大綱基準」を定める省令の制定に際して，政府から独立した「教育高等審議会」（2005 年 11 月設置）への諮問を国民教育省に義務づけている。同審議会は，2006 年 10 月 31 日に同省に提案を行い，同省は，これに基づき，今回の省令を制定した。教育高

- 等審議会, *Recommandations pour la formation des maîtres* (2006年10月31日)。
- (6) これらの政令の条文はほぼすべて、2006年5月に教育法典(命令の部)に法典化された(第D.321-1~321-17条及び第D.332-1~332-15条)。
- (7) 2006年8月25日付け通達第2006-138号(この政令は、BOEN no 31 du 1er septembre 2005に掲載されており、BOEN no 32 du 7 septembre 2006で一部訂正されている)。
- (8) 生徒指導補助員(*assistants d'éducation*)は、バカロレア(中等教育修了資格と高等教育入学資格を兼ねる国家資格)取得を条件に3年以下の契約(計6年まで更新可)で中等学校が雇用する学校職員(中等学校が雇用し初等学校に勤務させることも可)であり、奨学金を受給している大学生が優先的に採用される。初等学校、中等学校及び寄宿舎において、生活指導、学習指導補助、障害児補助、コンピュータ利用補助及び課外活動指導のいずれかの職務に、フルタイム又はパートタイムで従事する(2003年4月30日付け法律第2003-400号、2003年6月6日付け政令第2003-484号)。
- (9) 国民教育省, *Dossier de presse - rentrée scolaire 2006*, 30頁。
- (10) 2006年5月に教育法典(命令の部)第D.332-16~D.332-22条に法典化された。
- (11) 「第二外国語」を履修せず、その時間を「技術」に当てる生徒もいる。この場合、「技術」の配点が高くなる。
- (12) 特記評価については、2005年8月22日付け政令第2005-1010号による政令第87-32号の改正(第6-1条の追加。2006年5月に教育法典第D.332-20条に法典化)。奨学金については、2006年6月22日付け政令第2006-730号。
- (13) 「職業体験(*découverte professionnelle*)」は、2004年の教育課程基準改訂で2005年度から中学校第4学年に新設された自由選択教科。各教科における進路指導を補うかたちで、生徒に職業の世界により広く目を開かせ、進路計画の検討を助けるために、様々な職種に関する調査や職場見学などの活動を行わせる。通常週3時間であるが、深刻な学習困難児については週6時間とすることもできる(この場合、指導は主に職業高校において行われる)。
- (14) 2006年5月10日付け政令第2006-533号による政令第87-32号の改正(第4条に「学校生活評点」に関する第2項を挿入。2006年5月に教育法典第D.332-17条に法典化)及び2006年6月1日付け省令(MENE0601428A)による1999年8月18日付け省令の改正。「学校生活評点」は、2005年学校基本計画法により新設された教育法典第L.332-6条に基づき、中学校全学年の生徒を対象に、出席、校則遵守、学校生活への参加など生活態度全般を評価するもので、毎学期末に校長が担任教員の提案及び生徒の監督を行う生徒指導専門員(CPE)の意見に基づき点数を決定する。
- (15) 2001年12月17日付け通達第2001-261号。2003年2月27日付け通達第2003-036号。
- (16) 2005年学校基本計画法第33条により教育法典(法律の部)第L.335-1条に追加された第3項及び第4項。なお、これらの条文は、2006年5月に、教育法典(命令の部)第3編第3章第5節に「第1款 「専門職業高校」の呼称」(第D.335-1~D.335-4条)が設けられたのに伴い、削除された。
- (17) 2002年91校、2003年46校、2004年69校、2005年64校の計270校。このほか、2006年4月13日付け省令において、19校が追加された(各校の許可年度は不明)。